

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

舞鶴市「環境にやさしい循環・共生のまち」再生計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

舞鶴市

3 地域再生計画の区域

舞鶴市の全域

4 地域再生計画の目標

舞鶴市は、本州日本海側のほぼ中央部、日本海が最も湾入した京都府北東部に位置し、人口89,626人（平成20年4月1日現在）、面積342.14平方キロメートルで、有史以来、海や川の恩恵を受けて発展してきた。

若狭湾に湾口を開いた舞鶴港は、波静かな天然の良港を形成し、約98キロメートルに及ぶ海岸線一帯はリアス式海岸で、若狭湾国定公園の指定を受けるなど、多くの景勝地にも恵まれており、近年は、京阪神圏から最も近い日本海側の都市として、海・山・川に囲まれた多様で貴重な自然が多数存在し、海水浴、釣り、そして豊かな海洋資源・海産物の対象地として注目されている。

しかし、一方、舞鶴市域には、京都府最大の流域面積を有する一級河川の由良川のほか、高野川や伊佐津川等の中小河川が市内を貫流し、舞鶴湾等に注ぎ込んでいるが、工場・事業系排水のほか、近年のライフスタイルの変化や都市化の進展により、河川や舞鶴湾の水質汚濁が進み、素晴らしい舞鶴の自然を守り、次世代へ引き継ぐためには、汚濁割合の高い（水質汚濁の大きな原因となっている）生活雑排水対策が緊急の課題となっている。

舞鶴市では、生活排水を処理するために、昭和35年に公共下水道事業に着手し、東処理区は昭和44年、西処理区は平成7年に供用を開始し、現在、処理区の拡大及び処理施設の拡張に努めている。

また、市街地周辺部の農漁村地域では、下水道類似施設として、平成3年から漁業集落排水事業に着手し、3地区全てで整備を終え、農業集落排

水事業は平成6年から事業着手し、現在6地区の整備が完了している。

さらに、浄化槽については、平成8年から個人設置の浄化槽整備事業を開始し、平成17年度からは市町村設置の浄化槽市町村整備推進事業を実施しているが、平成18年度末の汚水処理人口普及率は77.5%と全国平均の82.4%（平成18年度末）に比べて依然低い状況である。

このため、地域特性に応じた汚水処理施設の整備を一層促進し、舞鶴市内河川の水質汚濁の防止、舞鶴湾の水質保全をはかることにより、舞鶴市の貴重な海洋資源等を守る。

また、河川や海の水質保全を通じて、市民や来訪者が川や海に親しめる環境づくりを再生することにより、舞鶴市の観光や漁業等の経済振興につなげ、地域経済の活性化をはかる。

（目標1）汚水処理施設の整備の促進

（汚水処理人口普及率を71%から84%に向上）

5 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

舞鶴市では、「京都府水洗化総合計画」との整合性をはかりながら、平成15年12月に「舞鶴市水洗化総合計画」の見直しを行い、平成27年度の全市水洗化を目指し、下水道や浄化槽等の有する特性や経済性等を総合的に勘案し、地域の実情に応じて、より効率的に公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水、漁業集落排水、浄化槽の整備（市町村設置と個人設置）を進めている。

公共下水道は、舞鶴市の東・西・中市街地等の人口密集地区を中心に、東・西処理区に分けて整備を進めており、昭和35年に事業に着手し、東処理区は昭和44年、西処理区は平成7年、中地区については平成9年に供用を開始し、現在、比較的整備率が低い西処理区を中心に、処理区の拡大及び施設の拡張に努めている。

事業計画については、昭和33年6月27日に東処理区、昭和60年1月8日に西処理区の事業認可を受け事業に着手し、平成17年6月24日に東西処理区の事業（変更）認可を受け事業を進めている。

特定環境保全公共下水道は、自然公園区域内の水系水質保全や農村漁村の生活改善を目的としており、3処理区が対象で、昭和58年に事業認可を受けた野原処理区、平成12年に事業認可を受けた三浜・小橋処理区の事業が完了し、残る神崎処理区も平成20年度の事業完了に向けて事業を

進めている。

なお、公共下水道及び特定環境保全公共下水道を合わせた、平成18年度末の汚水処理人口普及率は、約70%である。

集落排水は、農村漁村の生活環境の改善や農業漁業の生産環境の保全等を目的としており、農業集落排水については、12地区が対象で、瀬崎、大丹生等の6地区で事業が完了し、現在1地区で事業を進めている。

漁業集落排水については、3地区が対象で、平成3年に事業着手し、平成12年に全て事業が完了している。

浄化槽整備は、個人設置と市町村設置の2手法により整備を進めることとしている。

個人設置は、生活環境の改善と公共用水域の水質保全を目的に、「浄化槽設置整備事業」に基づき、浄化槽設置者に対し、費用の一部を補助する制度で、平成8年度から開始しており、公共下水道計画区域で下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項の認可を受けていない処理区、農業・漁業集落排水事業区域で事業実施を予定していない地域並びに概ね7年以内に水洗化が見込まれない地域のほか、水洗化総合計画に基づく浄化槽地区が対象で、計957基に補助を実施している。

市町村設置は、公共下水道や集落排水が整備されない浄化槽地区39地区が対象で、従来、個人設置で進めてきた浄化槽地区のより一層の水洗化促進をはかるため、平成6年度に創設された「特定地域生活排水処理事業（現浄化槽市町村整備推進事業）」に基づき、市が地元同意を原則に、地区ごとに浄化槽の整備を計画しており、平成17年度から事業を実施している。

なお、浄化槽地区内の個人設置浄化槽については、市町村設置浄化槽の導入地区ごとに市へ寄附を受け、市町村設置と同様に市において管理を行っていく。

5-2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

汚水処理施設整備交付金を活用する事業

[事業主体]

- ・舞鶴市

[施設の種類]

- ・公共下水道、浄化槽（市町村設置型）、浄化槽（個人設置型）

[事業区域]

- ・公共下水道 舞鶴市の区域のうち西処理区、詳細は別紙による。

- ・浄化槽（市町村設置型） 河辺谷地区（河辺中地区、西屋地区、室牛地区、河辺由里地区、観音寺地区、河辺原地区、栴尾地区）、大山地区、多称寺地区、中田地区、中田下地区、杉山地区、松尾地区、登尾地区、上根・寺田地区、岸谷地区、白滝地区、城屋地区、吉田地区、大君地区、桑飼下地区、小原地区、和江地区、丸田東地区、丸田西地区、八田地区、岡田由里地区、富室地区、地頭地区、滝ヶ宇呂地区、小俣地区、大俣地区、八戸地地区、長谷地区、上漆原地区、下漆原地区、下見谷地区、河原地区、西方寺地区、真壁地区、三日市地区の一部、上東地区の一部、下東地区の一部、和田地区の一部、匂崎地区の一部。
- ・浄化槽（個人設置型） 舞鶴市の区域のうち公共下水道（特環含む）や集落排水及び浄化槽（市町村整備型）で整備する処理区を除く区域。

[事業期間]

- ・公共下水道 平成17年度～平成21年度
- ・浄化槽（市町村設置型） 平成17年度～平成21年度
- ・浄化槽（個人設置型） 平成17年度～平成21年度

[整備量]

- ・公共下水道 $\phi 50 \sim 400$ 42,700m
(うち単独事業分19,545m)
- ・浄化槽（市町村設置型） 230基
- ・浄化槽（個人設置型） 212基

なお、各施設による新規の処理人口は下記のとおり。

公共下水道 西処理区で約7,500人

浄化槽（市町村設置型） 舞鶴市の全域で約800人

浄化槽（個人設置型） 舞鶴市の全域で約500人

[事業費]

- ・公共下水道 3,995,000千円
(うち単独 1,555,000千円)
(うち国費 1,220,000千円)
- ・浄化槽（市町村設置型） 254,514千円
(うち国費 84,838千円)

・浄化槽（個人設置型）	87, 871千円
（うち国費）	29, 290千円）

5-3 その他の事業

○公共下水道事業（特環を含む）

生活環境の改善と公共水域の水質の保全を目的として、市街地及び周辺地域における下水処理人口の普及をはかっている。

○農業集落排水事業

農業用排水の水質保全、農業用排水施設維持管理または農村生活環境の改善をはかり、併せて公共用水域の水質保全に寄与することを目的に、原則として農業振興地域で集落単位の集合処理を行い、水洗化人口の普及促進をはかっている。

○水洗便所等改造資金貸付金制度

施工者の工事時の費用負担を軽減することを目的に、汲取り便所を水洗便所に改造する場合に資金の貸付を行い、水洗化人口の普及促進をはかっている。

工事に際しての地元説明会等で融資制度を紹介し、1戸あたりの限度額を600千円として年間約290件実施。

○湾内漁場清掃事業

閉鎖性水域の舞鶴湾の水質保全を図り、良好な漁場を確保し、つくり育てる漁業の推進を目的として年2回実施。

○舞鶴の川と海を美しくする会事業

舞鶴市の川や海を美しくすることを目的に、昭和47年11月に市内自治会や事業所等で構成された「舞鶴の川と海を美しくする会」が発足し、市において活動に対し支援を実施。

同会では、毎年6月・10月を環境美化強化月間として定め、約1,000人の全市的規模で河川・海岸の一斉清掃を実施しているほか、水質汚濁の防止を求める事業所の巡回啓発や河川パトロール等の環境美化啓発活動にも取り組んでいる。

○クリーンキャンペーン事業

環境美化意識の啓発を行い、きれいな住環境を実現することを目的に、平成9年2月に市内団体や事業所等で構成される「まいづるクリーンキャンペーン実行委員会」が設立され、市において支援を実施。

同会では、「海の日」に4,000人以上が参加する全市一斉清掃「まいづるクリーンキャンペーン」のほか、啓発物品の配布やステッカー・ポスターの作製など、環境美化意識の啓発に取り組んでいる。

6 計画期間

平成17年度～21年度

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

計画終了後に、4に示す数値目標に照らし状況を調査、評価し、公表する。また、必要に応じて事業の内容の見直しをはかるために、関係機関で「地域再生協議会」を開催し、施設の整備状況等について評価・検討を行う。

8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当なし